

令和3年度介護報酬に関する質問と回答(Vol.4)

令和3年度介護報酬改定に関する相談窓口および令和3年度介護報酬改定（栄養関連）研修会時の質問・疑問を項目毎にまとめましたのでご確認ください。掲載されていない項目については、次回（6月末予定）令和3年度介護報酬に関する質問と回答（Vol.5）にて随時公開していく予定です。

栄養マネジメント強化加算について P.2

栄養アセスメント加算について P.3

栄養マネジメント強化加算について

Q:算定要件を満たすために、管理栄養士を追加で非常勤雇用した場合、加算はいつから算定できるのでしょうか？

A:栄養マネジメント強化加算を算定するためには、指定権者（都道府県知事又は市町村長）に体制届出を行う必要があります。算定開始時期については、都道府県又は市町村の担当部局にご相談ください。

Q:低栄養状態のリスクが、中リスク者のうち、経口による食事の摂取を行っておらず、栄養補給法以外のリスク分類に該当しない場合は、低リスク者に準じた対応とすることとありますが、モニタリングの頻度などすべて低リスクの対応としていいのでしょうか？

A:事務処理手順例では、低栄養状態の低リスク者はおおむね3か月毎、高リスク者等はおおむね2週間毎等適宜とモニタリング間隔の目安が示されています。中リスク者については、これらの目安を参考にしつつ、入所者の状態に応じたモニタリング間隔を設定してください。

Q:栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング（様式例）の栄養補給の状態が主食・主菜・副菜に分かれています。その分け方に合わせなければいけませんか？

A:LIFEに提出するデータは、主食、主菜、副菜に分けて入力する必要があります。

Q:栄養マネジメント強化加算の要件で示されている給食管理を行う常勤の栄養士とは常勤換算でも良いのでしょうか？

A:常勤のみで常勤換算は含みません。

栄養アセスメント加算について

Q：栄養アセスメント加算の LIFE へのデータ提出についてですが、栄養アセスメントを実施した管理栄養士がデータの入力もするのでしょうか？

A：必ずしも実施した管理栄養士がデータ入力する必要はありません。LIFE にデータ入力するためには、事業所で操作職員として LIFE への登録が必要なので、特に外部との連携により算定する場合は、事業所とよく相談してください。

Q：栄養マネジメント強化加算で余剰が出た人員（0.4）で通所の栄養アセスメント加算を算定したいのですが、管理栄養士を1名以上配置とあるので通所に常勤換算で1以上いなければ算定できないのでしょうか？

A：通所の栄養アセスメント加算や栄養改善加算は、常勤・非常勤を問わず、兼務でも算定可能です。常勤換算で1名以上配置することは求められていません。

Q：栄養アセスメント加算について、低栄養状態のリスクによって、例えば、低リスクは3ヶ月に1回、中リスクは1ヶ月ごと、高リスク2週間ごとなど実施頻度を変える必要があるのでしょうか？

A：栄養アセスメント加算の要件としては、栄養アセスメントを3ヶ月に1回実施し、LIFE へのデータ提出を行っていれば算定可能ですが、利用者の状態や事業所の方針等によって、毎月や2か月に1回実施しても構いません。

低栄養状態のリスクが中・高リスクとなった方は、栄養改善加算につなげて、適切な頻度でのモニタリングや栄養改善サービスの提供を行うようにしてください。